

ご注意：補助金を申請される方は、

ご購入前に、市役所への申請が必要です。

雨水貯留槽購入に補助

豊橋市では、水資源としての雨水の有効利用を図るため、予算の範囲内で、市民の皆様を対象に雨水貯留槽の購入設置に補助金を交付しています。

雨水貯留槽とは、雨どい等からの雨水を溜めるもので、溜まった水は庭への散水や洗車などに利用できます。

補助制度内容

対象者：・豊橋市内の居住地(居住予定地)に、雨水貯留槽を購入設置する方。

・とよはしエコファミリーに登録されている(完了報告時まで登録を行う)世帯の方。

・豊橋市税を滞納していない方。

・他の雨水貯留槽に係る補助金を重複して受けていない方。

補助額：雨水貯留槽本体購入費(運搬費、工事費等は対象外)の2分の1以内とし、18,000円を限度(100円未満は、切り捨て)とします。

(1世帯1基まで)

※補助金申請前に雨水貯留槽を購入してしまうと、補助できませんので、ご注意ください。



補助申請

ご提出いただく書類

- ① 雨水貯留槽設置整備事業補助金交付申請書
- ② 債権者登録申請書
- ③ とよはしエコファミリー宣言書
- ④ 工事請負契約書(新築の場合のみ)

※ 郵送・FAXでは受付けておりません。
直接、環境保全課の窓口にて申請して

1週間～10日

交付決定

雨水貯留槽購入・設置

設置後15日以内

完了報告

ご提出いただく書類

- ① 雨水貯留槽販売証明書
- ② 領収書(販売店名・領収日・本体価格)
- ③ 雨水貯留槽設置完了報告書
- ④ 雨水貯留槽設置整備事業補助金請求書

※ 郵送・FAXでは受付けておりません。
直接、環境保全課窓口までお持ちください(3月15日まで。この日が土・日曜日の場合は直後の月曜日)。

完了検査

1ヶ月程度

補助金請求・支払

手
続
き
の
流
れ

お問合せは、豊橋市役所 西館5階 環境部環境保全課 TEL. 51-2386